

大規模地震・津波発生時の大坂湾BCPに基づく緊急物資輸送等にかかる航路啓開活動に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局と海上保安庁第五管区海上保安本部は、大規模地震・津波の発生に備え、迅速に航路啓開活動を行うため次のとおり申し合わせる。

(目的)

第1条 大規模地震・津波の発生により近畿圏に甚大な被害が生じた場合の緊急物資輸送等に備え、国土交通省近畿地方整備局（以下、「近畿地整」という。）と海上保安庁第五管区海上保安本部（以下、「五管本部」という。）は、大阪湾BCPに基づく海上経由による緊急物資輸送等に関して、平時における準備段階から発災後の対応に臨む体制を強化するための基本的事項を事前に申し合わせることにより、迅速、適確に航路啓開活動を行うことを目的とする。

(相互連携)

第2条 近畿地整と五管本部は、航路啓開活動に際し、国家行政組織法第2条第2項を踏まえ、相互の連絡・調整を行うことにより、各々の事務を効率的に遂行することとし、一体として行政機能を發揮するよう連携体制を構築するものとする。また、災害対策基本法第3条第3項並びに国土交通省防災業務計画及び海上保安庁防災業務計画を踏まえ、各々の所掌事務遂行に際し、その責務が十分に果たせることとなるように相互に協力するものとする。

2 近畿地整と五管本部は、航路啓開活動に際し、災害対策基本法第3条第4項を踏まえ、地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう協力するものとする。

(航路啓開体制)

第3条 近畿地整と五管本部は、大規模地震・津波が発生し、又は発生が予想される場合は、迅速に連絡及び情報交換を行い、必要な航路啓開体制を整えるものとする。

(相互援助)

第4条 近畿地整と五管本部は、第3条に掲げる体制を整えるため、互いの事務の遂行に支障とならない範囲において、航路啓開活動に必要な人員・物品の輸送、施設・物品の使用について、相互に援助するものとする。

(航路啓開活動実施要領)

第5条 近畿地整と五管本部は、本申し合わせ事項の円滑、かつ適切な実行を図るため、航路啓開活動実施要領を作成するものとする。また、必要に応じて見直しを行い、航路啓開活動の継続的な実効性を確保するよう努めるものとする。

(連絡会議)

第6条 近畿地整と五管本部は、本申し合わせ事項の円滑、かつ適切な実行及び継続的な実効性を確保するため、必要に応じて連絡会議を開催し、航路啓開活動実施要領の作成、見直し、手順の確認、情報交換、訓練等を行うものとする。

(関係機関との連携)

第7条 近畿地整と五管本部は、本申し合わせ事項の確実な実施を図るために必要な他の関係機関等と緊密に連携するものとする。

(広報)

第8条 近畿地整と五管本部は、航路啓開活動にかかる広報を行う際には互いに緊密に連携して広報を実施するものとする。

(改正・廃止)

第9条 本申し合わせは、近畿地整と五管本部の両者が協議したうえで改正または廃止ができるものとする。

(その他)

第10条 本申し合わせに規定のない事項については、近畿地整と五管本部の両者が互いに誠意をもって協議したうえで決定するものとする。

(附則)

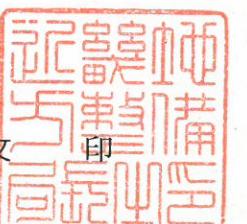
第11条 本申し合わせは、平成27年3月5日から実施するものとする。

本申し合わせ事項に関する合意が成立した証として本書2通を作成し、近畿地方整備局長と第五管区海上保安本部長が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保管するものとする。

平成27年3月5日

国土交通省 近畿地方整備局長

森 昌文 印



海上保安庁 第五管区海上保安本部長 菅野孝

